

## 長崎県環境保健研究センター共同研究実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、長崎県環境保健研究センター（以下「センター」という。）が県の機関以外の者と研究費用を分担し、技術知識を交換し、及び研究を分担することによって共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (共同研究の実施基準)

第2条 センターが実施する共同研究は、次の各号に掲げる基準を満たしているものでなければならない。

- (1) 当該研究が、県が行う研究として必要かつ妥当なものであること。
- (2) 当該研究を共同研究として行うことにより効率的に実施でき、かつ、優れた成果が期待されること。
- (3) センターと共同研究を希望する者が当該研究を行うために必要な技術力及び財務能力を有すると認められること。

### (共同研究の申請)

第3条 県の機関以外の者と共同研究を希望するセンターの職員は、共同研究実施申請書（様式1）を作成し、センターの長（以下「所長」という。）へ申請するものとする。

- 2 センターと共同研究を希望する者は、共同研究申請書（様式2）を作成し所長へ申請するものとする。

### (承諾)

第4条 所長は、前条の申請を受理しその内容を審査し、承諾することができる。

- 2 所長は、前項の規定により、共同研究を承諾しようとするときは、共同研究の内容について県民生活環境課長と協議を行うものとする。
- 3 所長は、前条第1項による共同研究を承諾したときは、申請者に対して承諾書（様式3）により通知するものとする。

### (共同研究契約の締結)

第5条 所長は、共同研究を実施する場合は、事前に共同研究を行う相手方（以下「共同研究者」という。）と次の事項を記載した共同研究契約書を締結するものとする。

- (1) 共同研究者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）
- (2) 共同研究の課題
- (3) 共同研究の内容及び目標
- (4) 共同研究の実施場所

- ( 5 ) 共同研究の実施期間
  - ( 6 ) 共同研究の管理及び分担
  - ( 7 ) 共同研究に参加する主な研究者の氏名
  - ( 8 ) 共同研究に要する経費及びその分担
  - ( 9 ) 共同研究の結果得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）に係る特許等の出願に関すること。
  - ( 10 ) 研究成果に係る発明等の実施に関すること。
  - ( 11 ) 研究成果の公表に関すること。
  - ( 12 ) その他共同研究を行うために必要な事項。
- 2 所長は、必要があると認めるときは、共同研究者と協議のうえ、前項の内容を変更することができる。
- 3 所長は、前項の規定により、共同研究の重要な部分を変更しようとするときは、県民生活環境課長と協議を行うものとする。

#### （共同研究の管理）

第6条 所長及び共同研究者は、共同研究契約書に定めるところによりそれぞれ分担した研究について管理を行うものとする。但し、所長は、この共同研究の効率的推進を図るため必要があるときは、共同研究者と協議して、一体的に管理することができる。

#### （共同研究の中止）

第7条 所長は、天災その他やむを得ない理由により、共同研究の継続が困難となったときは、共同研究者と協議のうえ、これを中止することができる。

2 所長は、共同研究者がその責めに帰すべき理由により共同研究の継続が困難となったときは、この研究を中止することができる。

#### （特許出願）

第8条 センターの職員が、共同研究の結果、発明を行ったときには、「長崎県職員の職務発明等に関する規程（昭和57年訓令第10号）」第3条の規定に基づき、当該発明についての特許を受ける権利を当該職員から県が承継するものとする。

2 所長は、前項の発明等について県が特許出願をしようとするときは、予め共同研究者の同意を得るものとする。

3 所長は、前項の共同研究者の同意を得るときは、事前に県民生活環境課長と協議するものとする。

#### （共同出願）

第9条 県は、センターの職員及び共同研究者が、共同研究の結果、共同して発明を行ったときは、共同研究者と共同で特許出願（以下「共同出願」という。）を行うことができるものとする。

- 2 県は、前項の共同出願をしようとするときには、共同研究者と共同出願契約（様式4）を締結するものとする。

### （出願費等の負担）

第10条 共有に係る特許権等に関する出願費、出願審査の請求料及び特許料（以下「出願費等」という。）については、特許権等の持ち分に応じその経費を負担するものとする。

- 2 県は、共同研究者が、前項に定める出願費等を負担しないときは、共同研究者が当該権利に係る自己の持ち分を放棄したものとみなすことができる。

### （優先的实施権等）

第11条 県は、共同研究の結果、県に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（第2項に定めるものを除く。以下「県に承継された特許権等」という。）を、共同研究者並びに県及び共同研究者が協議して指定する者（以下「共同研究者の指定する者」という。）に限り、共同研究終了の日から5年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

- 2 県は、共同研究の結果、県及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、共同研究者及び共同研究者の指定する者に限り、共同研究終了の日から5年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

### （第三者に対する実施の許諾）

第12条 県は、共同研究者又は共同研究者の指定する者が県に承継された特許権等を前条に定める優先的实施の期間（以下「優先実施期間」という。）の第2年以降において正当な理由なくして実施しないときは、共同研究者及び共同研究者の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該権利の実施を許諾することができる。

- 2 前項の規定は、共同研究者の指定する者が共有に係る特許権等を優先実施期間の第2年以降において正当な理由なくして実施しないときについて準用する。
- 3 県は、前条第1項の規定により、共同研究者又は共同研究者の指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施期間中においても第三者に対し、当該権利の実施を許諾することができる。
- 4 前項の規定は、第三者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときについて準用する。
- 5 県は、第2項及び前項の規定により、第三者に対し共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず単独で当該権利の実施を許諾することができる。

### (実施料)

- 第13条 県は、共同研究者及び県が指定する者に対し、県に承継された特許権等の実施を許諾したときは、別に定める実施契約に基づき実施料を徴収するものとする。
- 2 県は、共同研究者が共有に係る特許権等を実施しようとするときは、別に定める実施契約に基づき実施料を徴収するものとする。この場合において徴収する実施料は、当該権利に係る県の持分に応じた額とする。
- 3 共有に係る特許権等について、第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び共同研究者に帰属するものとする。

### (研究成果の公表等)

- 第14条 所長は、共同研究の実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。但し、共同研究者から所長に対し、業務の都合により研究成果を公表しないよう申し入れがあったときは、出願した特許等が公開となるまでの間に限り、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 2 前項にかかわらず、共同研究が終了したときには、共同研究を行った職員又は共同研究者は、速やかにその研究成果をとりまとめ、所長に対し共同研究完了報告書(様式5)を提出するものとする。

### (適用の特例)

- 第15条 共同研究者が国、地方公共団体、国公立大学、独立行政法人の大学及び試験研究機関等の場合においては、この要領の一部又は全部を適用しないことができる。

### (秘密の保持)

- 第16条 所長及び共同研究者は、共同研究者の正当な利益が損なわれると認められるものについては、その秘密を保持するものとする。
- 2 前項に係る秘密を保持する期間については、所長と共同研究者が協議のうえ、定めることができる。

### (準用)

- 第17条 第9条から第14条までの規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、並びに意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

### 附 則

この要領は、平成26年7月10日から施行する。

この要領は、令和4年12月12日から施行する。

( 様式 1 )

## 共同研究実施申請書

年 月 日

環境保健研究センター所長 様

申請者 所属  
氏名

長崎県環境保健研究センター共同研究実施要領第 3 条の規定により、共同研究を実施したいので下記のとおり申請します。

### 記

- ( 1 ) 共同研究者の氏名 ( 法人にあつては名称及び代表者名 )
- ( 2 ) 共同研究の課題
- ( 3 ) 共同研究の内容及び目標
- ( 4 ) 共同研究の実施場所
- ( 5 ) 共同研究の実施期間
- ( 6 ) 共同研究の管理及び分担
- ( 7 ) 共同研究に参加する主な研究者の氏名
- ( 8 ) 共同研究に要する経費及びその分担
- ( 9 ) 研究成果に係る発明等の実施に関すること。
- ( 10 ) 研究成果の公表に関すること。
- ( 11 ) その他共同研究を行うために必要な事項

( 様式 2 )

## 共同研究申請書

年 月 日

長崎県環境保健研究センター所長 様

申請者 住所  
氏名 ( 名称及び代表者の氏名 )

長崎県環境保健研究センター共同研究実施要領第 3 条の規定により、下記のとおり共同研究を実施したいので申請します。

### 記

- ( 1 ) 共同研究の課題
- ( 2 ) 共同研究の内容
- ( 3 ) 共同研究の実施場所
- ( 4 ) 共同研究の実施期間
- ( 5 ) 共同研究の管理及び分担
- ( 6 ) 共同研究に参加する主な研究者の氏名
- ( 7 ) 共同研究に要する経費及びその分担
- ( 8 ) 研究成果に係る発明等の実施に関すること。
- ( 9 ) 研究成果の公表に関すること。
- ( 10 ) その他

( 様式 3 )

## 共同研究承諾書

年 月 日

( 共同研究を行おうとする職員 ) 様

環境保健研究センター所長

年 月 日付けで申請のあった「 共同研究課題名 」の共同研究については、長崎県環境保健研究センター共同研究実施要領第 4 条の規定によりこれを承諾します。

なお、共同研究については下記の事項の承諾をもって実施します。

### 記

#### 1 研究成果の報告及びとりまとめ

共同研究実施にあつては、本共同研究期間中、定期的にその経過について所長に対して報告するものとし、終了後は、速やかにその研究成果の概要を報告書としてとりまとめ、所長に対して提出するものとする。

#### 2 共同研究の解除

所長は、共同研究を行う職員又は共同研究者がその責めに帰すべき理由により長崎県環境保健研究センター共同研究実施要領に定める義務を履行しないときは、この研究を中止することができる。

#### 3 その他

上記で定めるもののほか、必要な事項は別途協議して定める。

( 様式 4 )

## 共 同 出 願 契 約 書

長崎県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲乙が共同して発明を行った、 の共同出願に関し、次のとおり契約する。

( 特許権の共有及び持分 )

第 1 条 甲及び乙は、次の発明(以下「本発明」という。)の係る特許登録を受ける権利及び特許権を共有するものとする。

発明の名称

持 分 甲  
乙

( 登録料等 )

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する発明の出願及び特許権に関し、出願費、出願審査の請求料及び登録料を持分に応じ負担しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項に定める出願費、出願審査の請求料又は登録料を負担しないときは、乙が当該権利に係る乙の持分を放棄したものとみなすことができるものとする。

( 発明の実施 )

第 3 条 乙は、本発明を実施しようとするときは、甲と、別に定める実施契約を締結するものとし、実施契約締結後、定められた実施料を甲に対し支払わなければならない。

( 第三者に対する実施の許諾 )

第 4 条 甲又は乙は、甲及び乙以外の者(以下「第三者」という。)に対し、本発明の実施を許諾するときは、他の共有者の同意を得るものとする。

- 2 本発明について第三者から徴収する実施料は、持分に応じて甲及び乙に帰属するものとする。

( 協議 )

第 5 条 この契約で定めるもののほか、本発明の取扱いその他必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。



年 月 日

甲 長崎県

代表者 長崎県知事

乙 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者名)

(添付書類)

- 1 法人にあっては定款
- 2 経歴書
- 3 その他事業内容が判るもの

( 様式 5 )

## 共同研究完了報告書

年 月 日

長崎県環境保健研究センター所長 様

申請者 住所  
氏名 ( 法人にあっては名称及び代表者の氏名 )

年 月 日付けをもって申請した「 共同研究の課題名 」については 年 月 日に完了しましたので、長崎県環境保健研究センター共同研究実施要領第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 共同研究の課題
- 2 共同研究の結果
- 3 共同研究担当者の所属、氏名

(参考)

## 共同研究契約書

長崎県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、次の条項に従い に関する共同研究の実施及び成果の取扱いに関する契約を締結する。

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究を実施する。

- 1 共同研究課題名
- 2 共同研究内容および目標
- 3 共同研究実施場所
- 4 共同研究の実施期間  
年 月 日から 年 月 日まで

(共同研究の分担及び管理)

第2条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究を分担する。

- 2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行うものとする。但し、甲はこの共同研究の効率的推進を図るため必要があるときは、甲乙協議のうえ、この共同研究を一体的に管理することができる。
- 3 甲及び乙は、それぞれ前条第4項の実施場所において別表第2に掲げる研究員を当該共同研究に参加させるものとする。
- 4 甲及び乙は、他のこの契約当事者全員の事前の書面等による同意を得ることなく、自己の担当業務(双方が担当している場合を含む)の全部又は一部を、第三者に委託してはならない。

(共同研究に要する経費及びその負担)

第3条 甲及び乙は、それぞれ前条第1項の規定による、分担した研究に要する経費を別表第3のとおり負担する。

(研究員等の派遣)

第4条 甲及び乙は、本共同研究を実施するに際し、必要があると認める場合には、相互に共同研究を実施する職員を派遣することができる。

(研究用資材等に対する注意義務)

第5条 甲及び甲に属する研究員は、当該共同研究が終了するまでは、乙が提供した研究用資材等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。  
2 前項の規定は、乙及び乙に属する研究員について準用する。

(共同研究の中止、期間の延長及び損害賠償)

第6条 甲又は乙は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、当該共同研究を中止又は、実施期間を延長することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定により、当該共同研究を中止した場合において、乙又は甲が受けた一切の損害について賠償する責を負わないものとする。

(ノウハウの指定)

第7条 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの(実験データ、サンプル等の試料、図面等の技術情報を含む)(以下「ノウハウ」という。)について、甲及び乙が、共同で創製したときは、速やかにその指定をするものとし、かかるノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を当該創製したこの契約当事者が協議のうえ決定する。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は相手方の事前の文書による了解を得ない限り、本共同研究に係る研究成果、ノウハウ、この契約に基づき相手方から開示された技術情報並びにこの契約に関連して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩してはならない。但し、公知のものはこの限りではない。

2 前項に係る秘密を保持する期間については、甲乙協議のうえ、定めることができる。

(特許出願)

第9条 甲又は乙は、甲に属する研究員又は乙に属する研究員が、共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行った場合において、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、あらかじめ乙又は甲の同意を得るものとする。

(特許の共同出願)

第10条 甲及び乙は、共同研究の結果、共同して発明を行った場合には、共同出願契約を締結し、共同して当該発明に係る特許出願を行うものとする。ただし、乙は、その特許を受ける権利を甲乙協議のうえ甲に承継することができるものとする。

(優先実施権)

第11条 甲は、当該共同研究の結果生じた発明であって、甲に承継された特許を受ける権利又は、これに基づき取得した特許権(第9条の規定により甲が特許出願を行ったものを除く、以下「甲に承継された特許権等」という。)を乙又は乙の指定する者に限り、当該共同研究終了の日から5年間優先的に実施させることができる。

2 甲は、当該共同研究の結果生じた発明であって、甲及び乙の共有に係る特許を受ける権利又は、これに基づき取得した特許権(以下「共有に係る特許権等」

という。)を乙の指定する者に限り、当該共同研究完了の日から5年間優先的に実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第12条 甲は、乙又は乙の指定する者が甲に承継された特許権等を前条に定める優先的实施の期間(以下「優先実施期間」という。)の第2年以降において正当な理由なくして実施しないときは、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し当該権利の実施を許諾することができる。

2 前項の規定は、乙の指定する者が共有に係る特許権等を優先実施期間の第2年以降において正当な理由なくして実施しないときについて準用する。

3 甲は、前条第1項の規定により、乙又は乙の指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施期間中においても第三者に対し、当該権利の実施を許諾することができる。

4 前項の規定は、第三者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときについて準用する。

5 甲は、第2項及び第4項の規定により、第三者に対し共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず単独で当該権利の実施を許諾することができる。

(実施料)

第13条 乙又は乙の指定する者は、甲に承継された特許権等を実施しようとするときは甲の許諾を得た後、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 乙は、共有に係る特許権等を実施しようとするときは、甲に対し、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。

3 共有に係る特許権等を、乙の指定する者又は第三者に実施させた場合の実施料は、当該特許権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに帰属するものとする。

(特許料等)

第14条 甲及び乙は、共有に係る特許権等に関する出願費、出願審査の請求料及び特許料(以下「出願費等」という。)を当該特許権に係る甲及び乙の持分に応じ負担しなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める出願費等を負担しないときは、乙が当該権利に係る乙の特分を放棄したものとみなすことができる。

(技術知識書)

第15条 乙は、甲が必要と認めて特に指定したときは、当該共同研究の結果得た技術上の知識等を文書として甲に提出しなければならない。

(研究成果の公表等)

第16条 甲又は乙は、第1条第4項に定める共同研究の実施期間中において、研究成果を乙又は甲以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ乙又は甲と協議するものとする。

2 甲は、共同研究の実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、乙が業務上の支障があるため、甲に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、甲は乙の利害に関係ある事項について、期間を限ってその全部又は一部を公表しないことができる。

3 甲は、第12条の規定により、第三者に対し実施の許諾をすることとしたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず許諾を受ける第三者に対し研究成果を開示することができるものとする。

4 乙は、共同研究の実施期間終了後、研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

(研究成果のとりまとめ等)

第17条 甲及び乙は、本共同研究終了後、速やかにその研究成果の概要を報告書としてとりまとめ、乙又は甲に提出するものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(準用)

第19条 第9条から第14条までの規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

(協議)

第20条 この契約に定めるもののほか、当該共同研究の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所  
氏名 長崎県知事

乙 住所  
氏名 (法人にあってはその名称及び代表者名)

(別表第1)

甲の分担業務	乙の分担業務

(別表第2)

	所 属	氏 名
甲		
乙		

(別表第3)

	項 目	金 額
甲		
乙		